# 技術士報酬
# アンケート結果

平成29年

公益社団法人 日本技術士会
The Institution of Professional Engineers, Japan

平成29年6月3日

公益社団法人　日本技術士会
技術士活性化委員会

「IPEJ」,「日本技術士会」,「技術士会」,「CEマーク」及び「PEマーク」は、公益社団法人日本技術士会の登録商標です。

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 目次

1. 技術士報酬調査の背景と目的
2. 受託業務の調査対象範囲，期間及び件数
3. 調査方法
4. 調査集計と公開方法
5. 回答回収状況
6. 技術士資格別回答数
7. 受託業務内容別件数
8. 契約時の立場について
9. 契約業務分類
10. 執務時間分類
11. 一案件当たりの報酬額分類
12. 執務時間当たりの報酬額分類
13. 業務ごとの報酬額分類

APPENDIX
A-1 業務報酬の表示について
A-2 報酬アンケート結果の利用について
A-3 報酬アンケート詳細データについて

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 1. 技術士報酬調査の背景と目的

1.背景と目的

技術士業務の種類・所要時間・報酬の実状を把握し、
技術士への外部からの依頼業務増につなげ
活性化を図る。

2.前回平成25年2月調査との主な相違点

1)技術士業務は，対象業務の幅が広いため可能な
限り業務単位の報酬額がわかるように留意した。

2)有効回答数を増やすため，調査対象範囲を
広げた。

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 2. 受託業務の
# 調査対象範囲，期間及び件数

◆平成24年4月～平成29年1月末の間に契約/実施/完了のいずれかがあった業務

◆調査業務案件は一人最大3件まで回答

◆調査対象範囲は，会員技術士全員
（企業内技術士及び技術士法人も対象）

◆目標件数は，前回調査（47人，91データ）以上

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 3. 調査方法

◆日本技術士会HP（アンケート回答ページ）
　を利用

◆“業務種類”を複数設定し，複数選択式を採用

◆主な調査内容：
　　業務種類，受託期間，執務時間，
　　報酬額，単価

◆回答記入期間：H29.1～H29.2末

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 3.1 アンケート内容

| | | |
|---|---|---|
| アンケート前書き | | 平成28年度(2016年度)技術士報酬調査票 |
| | | あなたの受託業務についてお聞かせ下さい。受託業務は3案件まで記入出来ます。対象は，平成24年4月～平成29年1月末の間に契約/実施/完了のいずれかがあった業務とします。 |
| プロフィール質問 | | 現在のあなたが取得した技術士の資格名を全て選んで下さい。 |
| 1案件についての質問 | 案件nについてQ1～Q11まで回答をお願い致します。 | |
| | Q1 | 受託時のあなたの立場を教えてください。個人の報酬が特定できない場合は，調査対象外です。選択：個人，個人事業主，法人（個人の報酬が算定できる場合） |
| | Q2 | 契約先の分類を一つ選択してください。 |
| | Q3 | 契約した業務の分類を一つ選択してください。 |
| | Q4 | 契約した業務内容について該当する項目を全て選択してください。 |
| | Q5 | 受託期間の月数を選択してください。期間は，最長1年間とします。 |
| | Q6 | 受託業務を遂行する上での執務時間数の総合計をご記入ください。<br>講演・セミナーの場合は実講演時間をご記入ください。 |
| | Q7 | あなたが契約した業務の報酬額を円単位でご記入ください。<br>金額には所得税及び消費税を含むものとします。 |
| | Q8 | 交通費・出張旅費（日当，宿泊費など含む）は，別途支給されていますか。 |
| | Q9 | 報酬額を単価（時間，ページなど）で決めている場合は，その単位金額を円単位でご記入ください。 |
| | Q10 | 報酬額を単価で決めている場合は，その単位を一つ選択してください。 |
| | Q11 | 統計データとして利用する上での留意点があれば400字以内で自由にご記入ください |

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 4. 調査集計と公開方法

◆技術士活性化委員会にて集計

1）技術士業務は，多岐にわたるため可能な限り業務単位の報酬がわかるように集計した。

2）技術士報酬は，専門度の内容により報酬の幅が大きくふれるため平均値だけでなく，中央値を算出し併記することとした。

◆技術士活性化委員会で審議，社会委員会の承認を得て公開

◆公開は，日本技術士会HP上に公開

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 5. 回答回収状況

| | | |
|---|---|---|
| 回答者数 | | 250人 |
| 案件数 | 全回答案件数（案件1＋案件2＋案件3） | 468件 |
| | 無効案件数（案件1＋案件2＋案件3） | 23件 |
| | 全有効件数（案件1＋案件2＋案件3） | 445件 |
| 業務数 | 全回収中の業務件数（重複あり） | 810件 |
| | 無効な業務件数（重複あり） | 18件 |
| | 全有効業務件数（重複あり） | 792件 |

注）“案件数＜業務数”となるのは，1案件につき複数業務の回答を可能としたため。

（参考　3年前調査実施時は，47人，91案件。）

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 6. 技術士資格別回答数

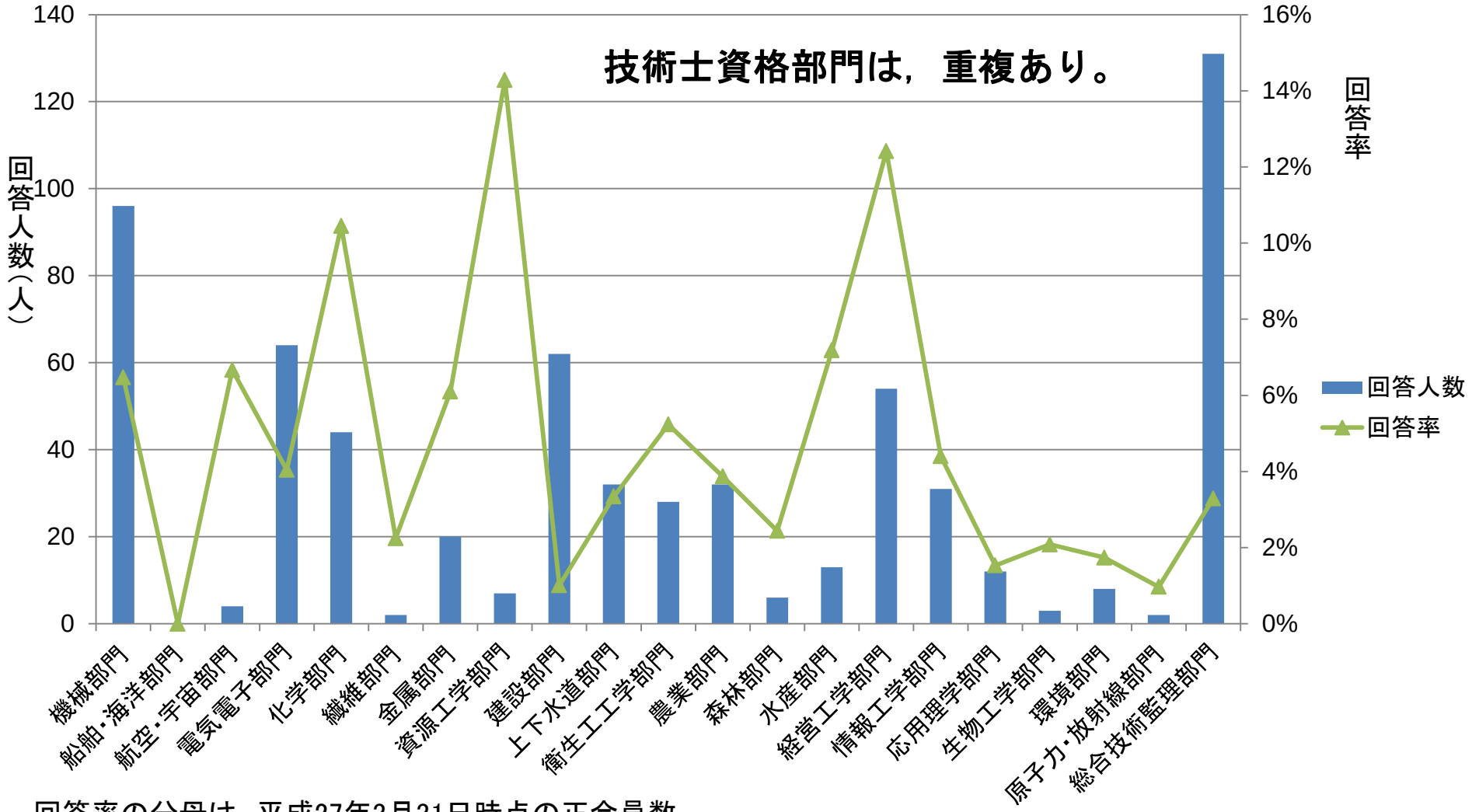


回答率の分母は，平成27年3月31日時点の正会員数。

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 7. 受託業務内容別件数

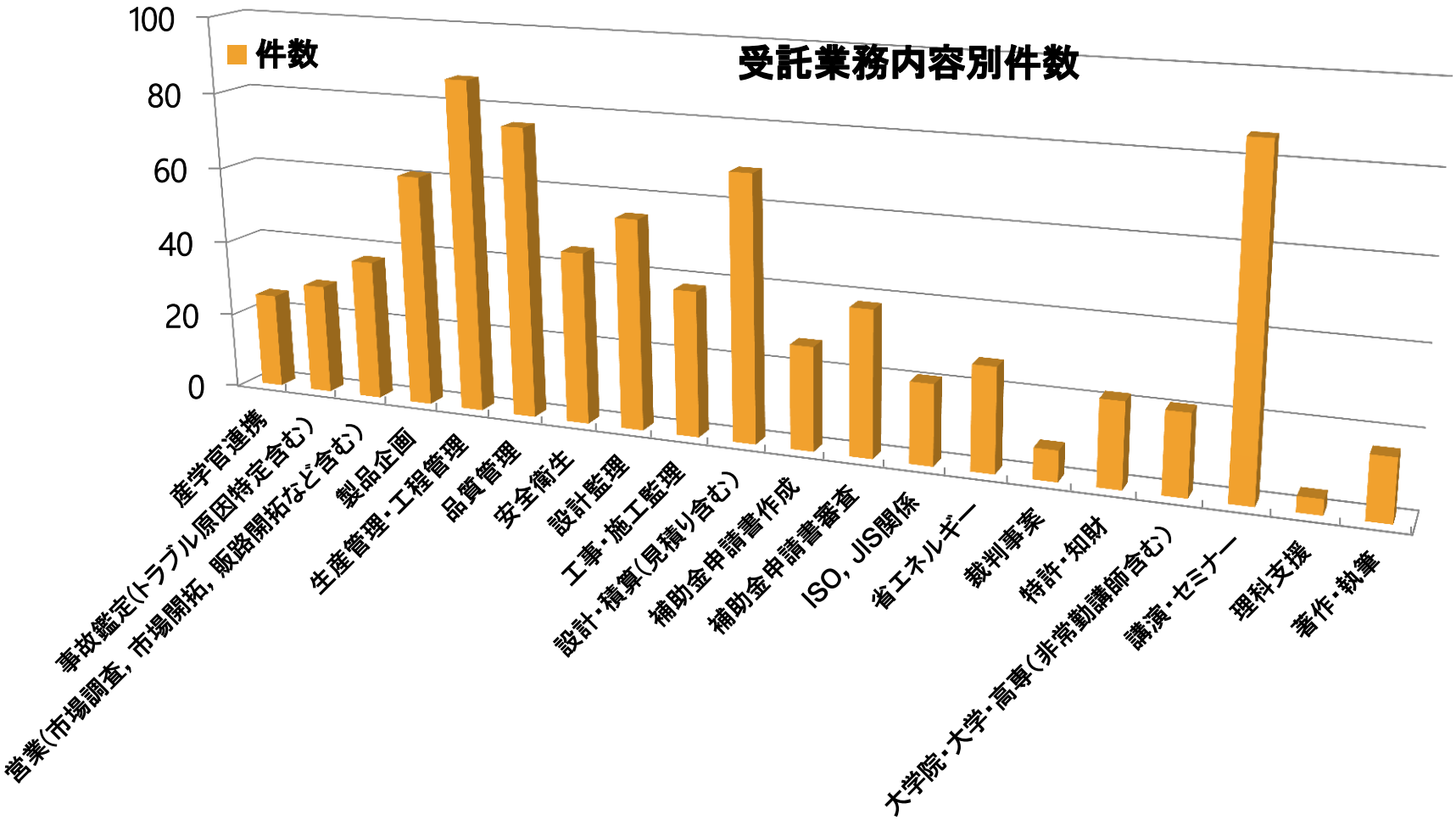


公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 8. 契約時の立場について

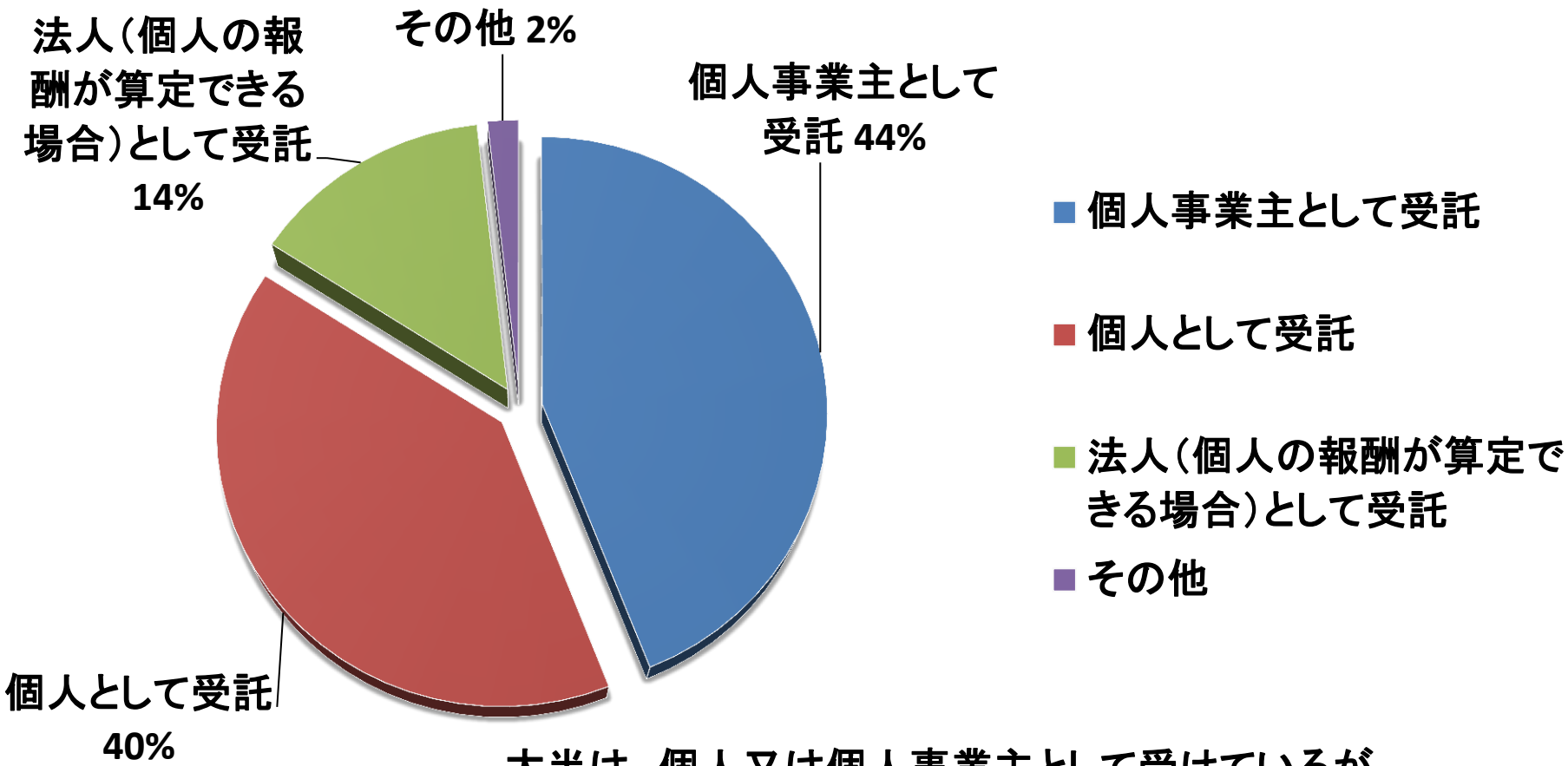


大半は，個人又は個人事業主として受けているが
法人としても1割以上占めるようになっている。

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 8-1. 立場別報酬額

| 立　場 | 件数 | 平均値 | 中央値 |
|---|---|---|---|
| 個人事業主として受託 | 196 | ¥1,171,206 | ¥355,000 |
| 個人として受託 | 178 | ¥691,401 | ¥100,000 |
| 法人（個人の報酬が算定できる場合）として受託 | 63 | ¥3,685,493 | ¥500,000 |
| その他 | 8 | ¥4,015,000 | ¥3,400,000 |
| 総計 | 445 | ¥1,386,364 | ¥260,000 |

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 9.　契約業務分類

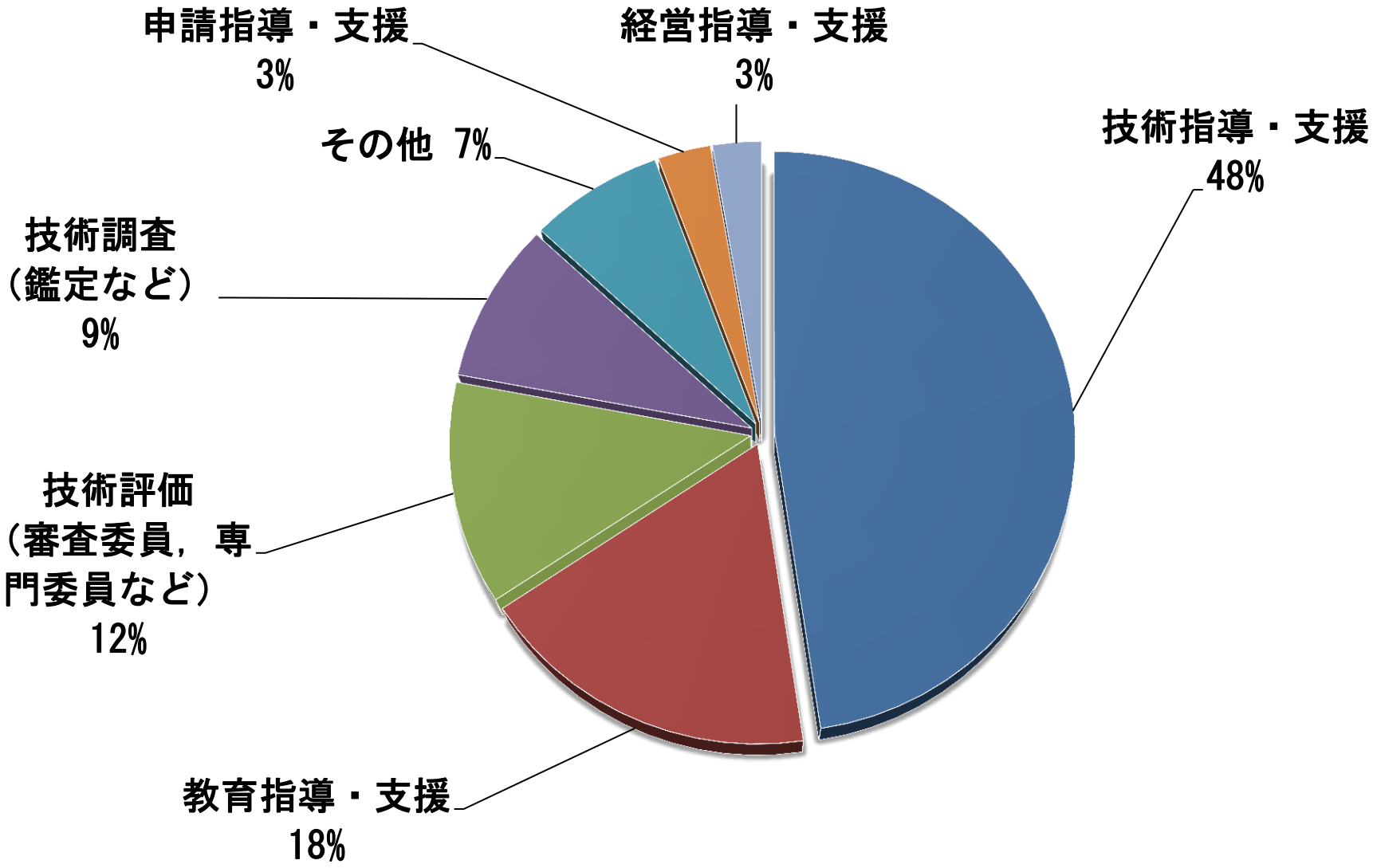


公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 10.　執務時間分類

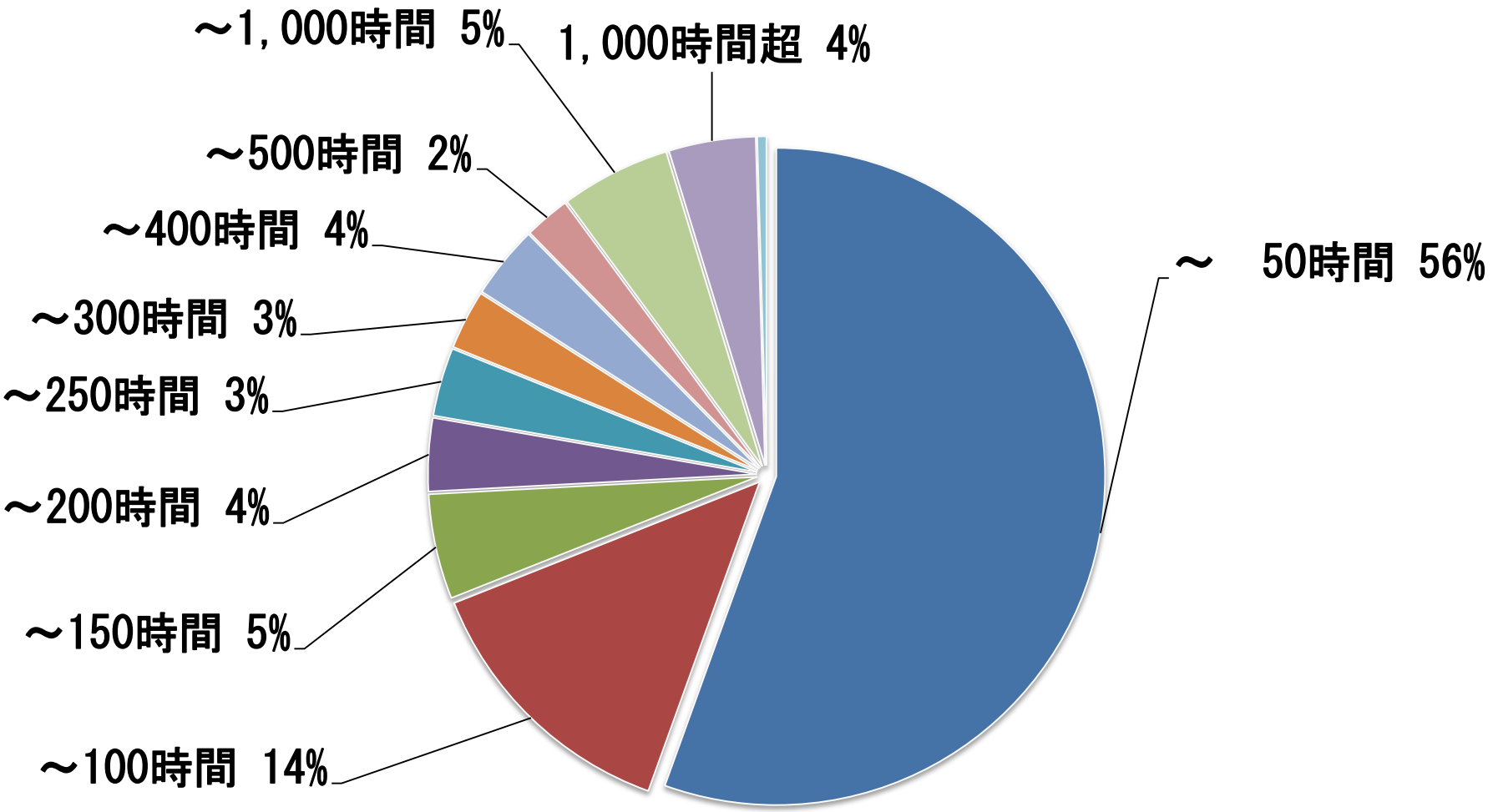


7割は，100時間以下。

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 11. 一案件当たりの報酬額分類

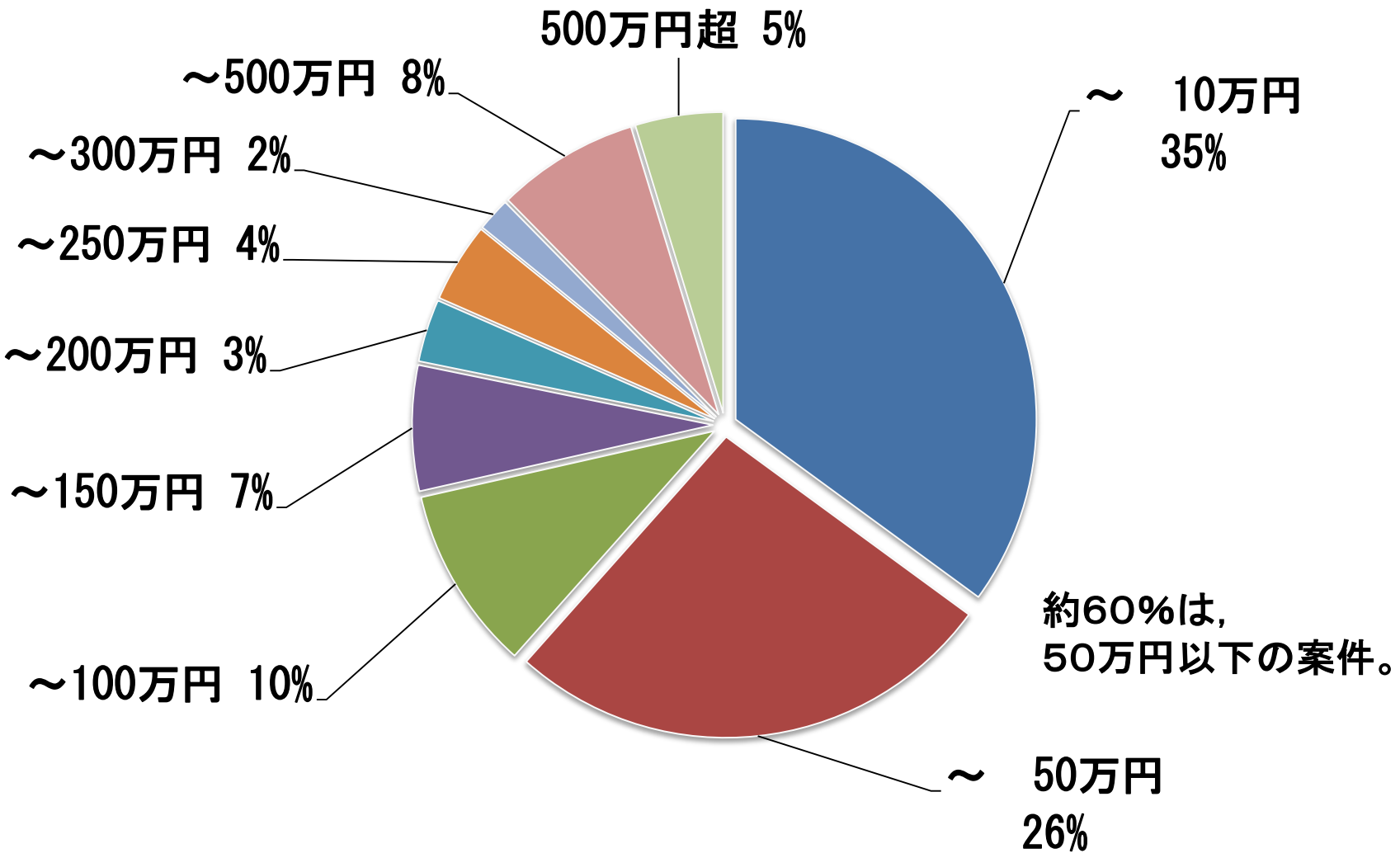


公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# 12.　執務時間当たりの報酬額分類

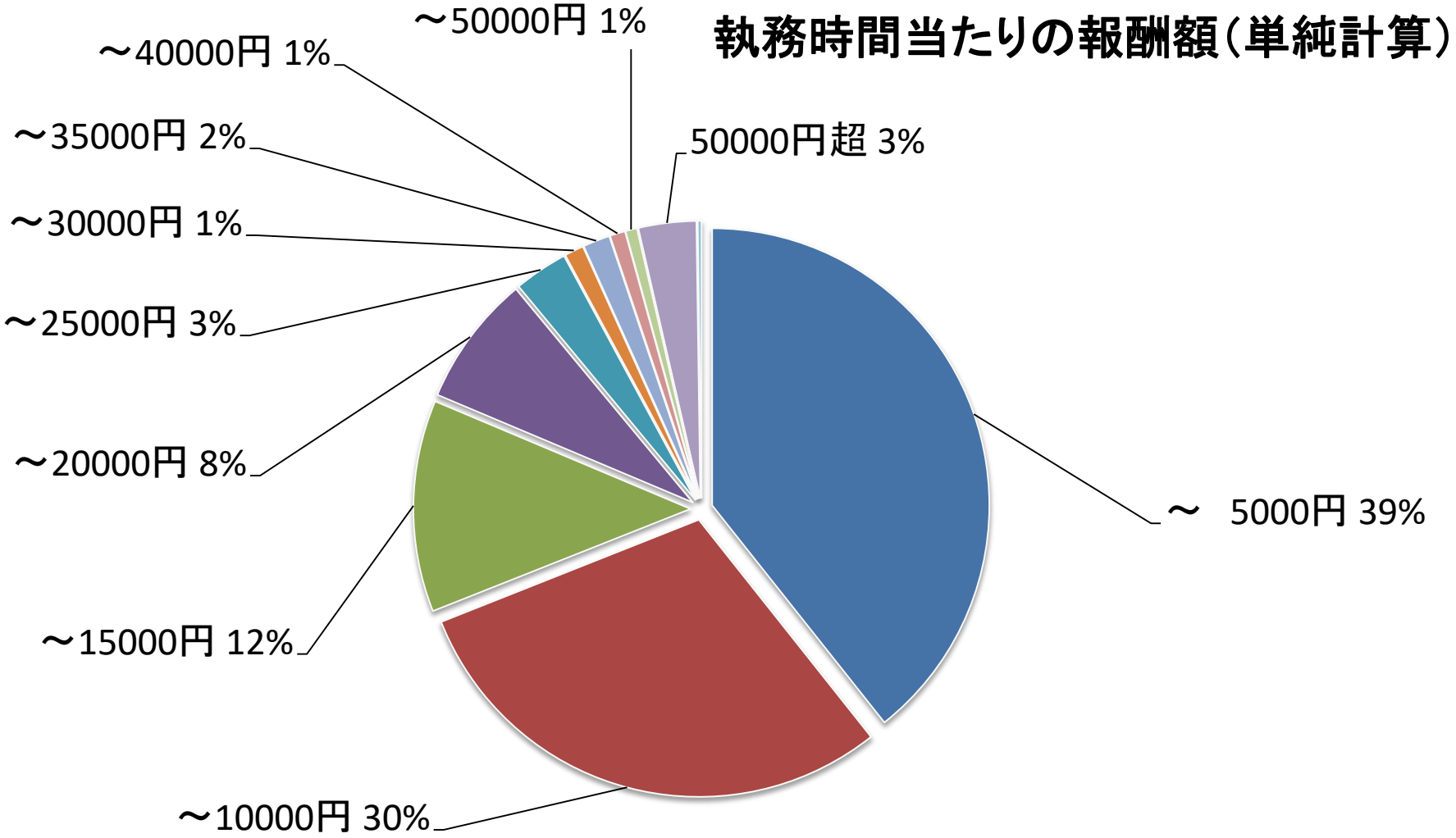


**約70%が，時間当たり1万円以下。**

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# APPENDIX

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# A-1 業務報酬の表示について

業務報酬の表示について，平成13年10月24日(水)付けで，公正取引委員会から**“資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方”**なる通達が出され，その中で
**1)独占禁止法上問題となる場合**として，“資格者団体が，[2] 会則に資格者の収受する報酬に関する基準を記載することが法定されていない場合において，標準額，目標額等，会員の収受する報酬について共通の目安となるような基準を設定すること”とし，一方で，
**2)独占禁止法上問題とならない場合**として，“資格者団体が，[1] 需要者，会員等に対して過去の報酬に関する情報を提供するため，会員から報酬に関わる過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して，客観的に統計処理し，報酬の高低の分布や動向を正しく示し，かつ，個々の会員の報酬を明示することなく，概括的に，需要者を含めて提供すること(会員間に報酬についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。また，価格制限行為の監視のための情報活動に該当するものを除く)。”と示されています。
ここで言う**資格者団体**とは，“法律上業務独占が認められている事務系の専門職業のうち，公認会計士，行政書士，弁護士，司法書士，土地家屋調査士，税理士，社会保険労務士及び弁理士の8資格については，資格者を会員とする団体の設立が義務づけられ，資格者には当該団体への入会が義務づけられている。”，このような性格を持つ団体を呼びます(公正取引委員会の定義)。
この通達公布後，上の8資格者団体だけでなく，業務非独占の士業団体も，それまでの標準業務報酬の掲示から，業務報酬調査結果を掲示する方向に切り替えています。

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# A-2 報酬アンケート結果の利用について

本調査データは，あくまでも実情を調査した結果の参考値として取り扱って下さい。統計処理に当たっては，業務分類と報酬額が多岐にわたるため，客観的に平均値と中央値によって示しています。

技術士業務報酬は，業務の難易度をはじめとする様々な要素を元に依頼元との協議の結果決定されるもので，本調査データは，あくまでも参考例として理解して下さい。また，この結果を提示しながら業務報酬交渉を行うことは本来の趣旨に反することであることにもご留意下さい。

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.

# A-3 報酬アンケート詳細データについて

本調査データの詳細集計データは，日本技術士会HPの
次のURLで示す会員コーナーにて参照可能です。
https://www.engineer.or.jp/members/c_cmt/kassei/topics/005/005063.html

日本技術士会HP会員コーナーの閲覧には会員番号とパスワードが必要です。
会員登録を希望される方は，次のURLを参照下さい。
https://www.engineer.or.jp/c_categories/index01006.html

公益社団法人 日本技術士会 / Copyright IPEJ. All Rights Reserved.